

障害補償請求時の提出書類について

	提出書類	備考
共通様式	残存障害診断書又は 残存障害診断書（別紙4）	脳機能障害（高次脳機能障害、身体性機能障害）、せき髄障害、その他神経系統の障害（※注）については（別紙4）を使用する 自動車損害賠償責任保険の「後遺障害診断書」の写しを提出することにより、これに代えることができる
	同意書	
	平均給与額算定書 及び平均給与算定資料	次の資料を添付すること ・給与明細書（災害発生月の前3ヶ月分及び症状固定月） ・給与明細書（遡及改定があった場合） ・給料表 ・各種手当支出根拠、実績簿 ・出勤簿（写し） ・履歴書（写し）※給与発令が確認できるもの
	公務（通勤）災害認定通知書 及び治癒報告書の写し	
	日常生活状況申立書	障害の内容で様式が異なります ・脳機能障害（高次脳機能障害、身体性機能障害）、せき髄障害の場合 ・年金該当で上記障害以外の場合（表形式）
	日常生活概要申立書 （任意様式）	一時金該当の場合
該当する場合	療養状況調査票 I	脳機能障害（高次脳機能障害、身体性機能障害）、せき髄障害、その他神経系統の障害の場合
	中枢神経系（脳）の器質性障害（高次機能障害及び身体性機能障害）及びせき髄障害に関する意見書（医療機関用）	脳機能障害（高次脳機能障害、身体性機能障害）、せき髄障害の場合
第三者加害事案の場合	自動車損害賠償責任保険 後遺障害診断書の写し	当該書類を提出した場合、残存障害診断書の提出を省略できる
	後遺障害等級認定結果の写し	認定理由も含めて提出すること
	示談関係書類の写し	賠償額内訳・過失割合の記載があるもの

（注）その他神経系統の障害

末梢神経障害、外傷性てんかん、頭痛、失調・めまい・平衡機能障害、疼痛等感覚異常

※精神疾患による後遺障害の提出書類については、千葉県支部までお問合せください。